

羽生市建設工事共同企業体取扱要綱

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 経常建設共同企業体（第4条－第8条）

第3章 特定建設工事共同企業体（第9条－第14条）

第4章 雑則（第15条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、羽生市（以下「市」という。）が発注する建設工事の請負契約に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（共同企業体の運営形態）

第2条 共同企業体の運営形態は、原則として各構成員が出資割合、派遣職員等において対等の立場で、一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

2 前項の出資割合の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員の数を勘案して次のとおり定めるものとする。

（1） 2社の場合 30パーセント以上

（2） 3社の場合 20パーセント以上

（共同企業体の種類）

第3条 共同企業体は、年間を通して結成される共同企業体（以下「経常建設共同企業体」という。）及び特定の工事ごとに結成される共同企業体（以下「特定建設工事共同企業体」という。）とする。

第2章 経常建設共同企業体

（結成）

第4条 経常建設共同企業体は、構成員の経営力、施工力の強化、受注機会の確保及び建設業者の振興を目的として結成するものとする。

（対象工事）

第5条 市長は、経常建設共同企業体が施工すべき建設工事かどうかを判断するため、羽生市工事請負業者等指名委員会規程（昭和47年訓令第1号）に定める羽生市建設工事請負業者等指名委員会（以下「指名委員会」という。）に諮り決定するものとする。

（入札の参加手続）

第6条 経常建設共同企業体は、市が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加しようとするときは、羽生市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成9年規則第1号。以下「規則」という。）第2条第4号の資格審査（以下「入札資格審査」という。）をあらかじめ受けなければならない。

（代表者の選定）

第7条 経常建設共同企業体の代表者は、構成員において決定された者とする。

（入札の通知）

第8条 市長は、入札の執行に必要な事項を経常建設共同企業体の代表者に通知するものとする。

第3章 特定建設工事共同企業体

（結成）

第9条 特定建設工事共同企業体は、経験の増大、技術の拡充強化、融資力の増大及び危険の分散を図り、工事を適正かつ確実に施工することを目的として結成するものとする。

（対象工事）

第10条 市長は、特定建設工事共同企業体が施行すべき建設工事かどうかを判断するため、指名委員会に諮り決定するものとする。

(入札の方式)

第11条 特定建設工事共同企業体が施行すべき建設工事の入札の方式は、一般競争入札とする。この場合において、特定建設工事共同企業体が施行すべき建設工事であっても、指名委員会において単体企業において施工できると認められるときは、単体企業と特定建設工事共同企業体との混合による入札を執行することができるものとする。

(入札の参加手続)

第12条 特定建設工事共同企業体は、市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとするときは、入札参加資格の審査を当該建設工事の入札の公告において指定する日時までに受けなければならない。ただし、当該審査を入札執行後に行う方式（以下「事後審査型入札」という。）による場合は、この限りでない。

(入札資格審査の申請)

第13条 前条の審査を受けようとする者は、次の各号のいずれにも適合した上で、当該建設工事の入札の公告において指定する日時までに市長に入札資格審査の申請をしなければならない。

(1) 構成員は、規則第2条第5号の資格者名簿に登載された者であること。

(2) 構成員は、3社以内であること。

(3) 許可業種につき、許可を有しての営業年数が少なくとも1年以上あること。

(4) 入札に参加しようとする建設工事の一部の工種を含む建設工事について、元請として一定の実績があり、同種の工事を施工した経験があること。

(5) 全ての構成員は、参加しようとする建設工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を、工事現場に専任することができること。

(6) 構成員の級別格付は、最上位等級同士又は最上位等級及び第2位等級に属する者の組合せであること。

2 構成員は、同一工事において他の特定建設工事共同企業体の構成員になれないものとする。

3 第1項の申請は、当該特定建設工事共同企業体の代表者が行うものとする。

(代表者の選定)

第14条 特定建設工事共同企業体の代表者は、施工能力の大きい者とし、その出資割合は、構成員のうちで最大とする。

(入札執行に必要な事項の通知)

第15条 市長は、入札の執行について必要な事項を特定建設工事共同企業体の代表者に通知するものとする。

第4章 雑則

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。